

トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

作：ほりのぶゆき

4コマ漫画で消費生活トラブルをシユールに解決



啓発侍 →

点検商法トラブル編
定期購入トラブル編
賃貸契約トラブル編
押し買いトラブル編
靈感商法トラブル編
鍵開けトラブル編
情報商材トラブル編
SF商法(催眠商法)トラブル編

横浜市消費生活総合センター

横浜市消費生活総合センターでは、消費生活トラブルの未然防止を図るため、人気漫画家ほりのぶゆき氏※と連携して4コマ啓発漫画を制作しました

<4コマ漫画 8作品>

(1) 点検商法トラブル編

屋根の無料点検で不安をあおられ、高額な修理契約をしてしまった

(2) 定期購入トラブル編

低価格を強調した通信販売のはずが、定期購入で高額な支払いが発生した

(3) 貸貸契約トラブル編

退去時に、原状回復のための高額な請求をされた

(4) 押し買いトラブル編

不用品買取りの事業者に、希望品以外の貴金属を強引に買い取られた

(5) 靈感商法トラブル編

不安をあおられ、印鑑などを法外な値段で売りつけられた

(6) 鍵開けトラブル編

ネットで検索した事業者の作業料金が、ネットの表示額と違い高額だった

(7) 情報商材トラブル編

投資や副業の情報商材を高額で買ったが、儲からない

(8) SF商法（催眠商法）トラブル編

日用品の無料配布から、最後に高額商品を買わされた

※ほりのぶゆき氏プロフィール

昭和63年「週刊ビッグコミックスピリッツ」でデビュー

主に時代劇、特撮、旅、阪神などを題材に、世相とジャンルの関係を独自の視点で笑いに結び付ける作風

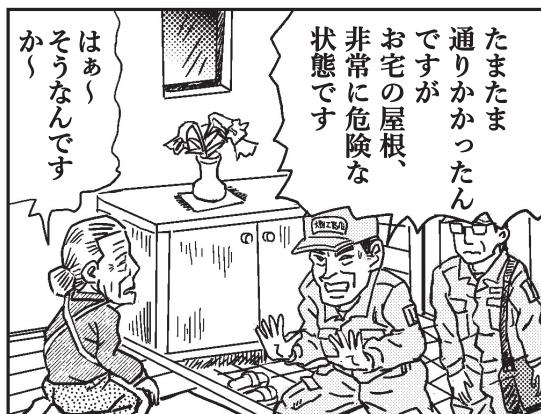
主な作品「江戸むらさき特急」「もののふの記」「荒川道場」「店もん」「ちよんまげどん」「旅マン」「怪獣人生」「アサ芸お侍トピックス」など多数

トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

点検商法トラブル編



悪質業者は屋根や床下などの危険をことさらアピールし高額な請求をしてきます

「近所で屋根工事をしている」

「無料で点検してあげる」と突然来訪し、不安をあおって高額な工事契約をさせる手口がある

- 無料と言われたり、不安をあおられても、見知らぬ業者を
- 屋根に上げない！
- その場で判断しない！

訪問販売の点検商法トラブルでは、火災保険を使用した修理を持ちかけるケースや、屋根工事のほかに外壁・床下工事・シロアリなどがある

屋根修理をもちかけられても安易に契約せず、家族や知人に相談し、複数の業者から見積りをとる

困ったら消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666

トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

定期購入トラブル編



注意！小さく記載されている場合があります↑

低価格を強調した通信販売では定期購入が条件になっている場合がある

通信販売ではクーリング・オフ制度はない

- 定期購入ではないか
- 支払う総額がいくらか
- 解約方法は

などを確認することが大事

受取や支払を拒否しても、解約しない限り契約は継続しているため、放置していたら督促状が届くことも！

販売サイトや申込みの最終確認画面は、印刷やスクリーンショットを撮っておく

困ったら消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666

トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

賃貸契約トラブル編



退去時の修理・掃除代などの高額な料金請求トラブルが増えています。

退去時にハウスクリーニング代・錠の取り換え代などの高額料金を請求されるトラブルがある

入居時に状況を確認し、気になるキズ等は

- 貸主に告げる！
- 写真で残す！

退去時には両者立会いのもとで現状を確認し、納得できない点は貸主に説明を求める

原状回復のルールでは、借主は原状回復義務を負うが、通常損耗・経年変化など借主に責任がない損傷は含まれないとある

詳しくは、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に交渉
困ったら消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

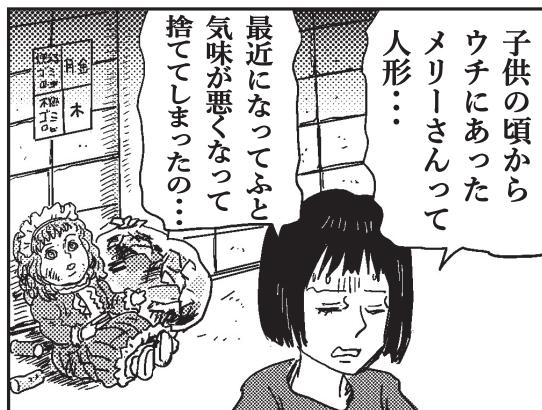
045-845-6666

トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

押し買いトラブル編



不用品を買い取るとの電話で
自宅に入れたが、買取りを希望
した商品以外の貴金属を、強引に
安く買いたたかれた

来訪を断ったのに家に訪問され
ても

- 安易に家に入れない！
- 一人で対応しない！
- 買取を希望する物以外（貴金
属など）は、キッパリ断る！

不用品や貴金属の買取業者は
古物商許可が必要（許可証の確認）
買取条件などの書面交付を受ける

押し買いはクーリング・オフが
でき、期間中は商品の引渡しを
拒否できる

困ったら消費生活総合センター
に相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666

トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

靈感商法トラブル編



啓発侍

靈感があるかのように振る舞つて、先祖の因縁や靈のたたりなどの話で不安をあおる

相手の弱みにつけこんで、不安をあおられても

- キッパリ断る！
- その場で判断しない！

靈感商法とは、相手の弱みにつけこんで不安をあおり、印鑑・つぼ・(こけし)などを法外な値段で売りつけたり、高額な金錢を要求する商法

しつこい勧誘に困ったときは、警察または消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

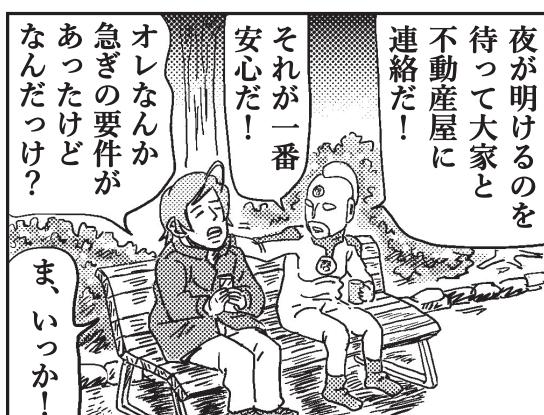
045-845-6666

トラブルるまえに気づけ！ 『ヨコハマ』

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

鍵開けトラブル編



良心的な業者もあります
一例です

インターネット検索で『〇千円～』
という事業者に連絡したら、作業
当日に高額な料金を請求されたなど、
鍵開けでの高額請求に注意

広告などの表示額と請求額が大きく異なる場合は、クーリング・オフができる可能性もある

- その場での支払は断る！
 - 広告の表示料金をうのみにしない！

緊急を要する相談には、水漏れ・トイレの修理・交換、害虫・害獣の駆除がある

想定よりかけ離れた高額料金や作業を提案され、不安を感じた場合は作業を断る

トラブルになったら、受け取った書面や契約の経緯等を整理
困ったら消費生活総合センターに相談

トラブルるまえに気づけ！

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

情報商材トラブル編



投資や副業の情報商材を誘われて購入したが、まったく儲からない

『簡単に稼げる』『儲かる』との知人や先輩からの誘いでも、安易に信じない

●断りにくくても、必要ない契約はきっぱり断る！

●借金までしてする契約は絶対にしない！

投資や副業の情報商材とは、ネット広告などで勧誘して、高額収入を得るためにマニュアルなどと称し、PDFファイル等さまざまな形式で販売されているもの

『人を勧誘するとお金がもらえる』は被害者が加害者になること

困ったら消費生活総合センターに相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666

トラブルるまえに気づけ！
『ヨコハマ

『ヨコハマ消費生活4コマ漫画』

ほりのぶゆき

SF商法(催眠商法)トラブル編



日用品の無料配布や格安販売から巧みな話術で会場を盛り上げて、最後は高価な商品を買わせるSF商法(催眠商法)

被害に遭わないためには

- 「誘われても会場に行かない」
ことが一番大事！
 - 購入前に本当に必要な商品か
よく考える！
 - 必要なければキッパリ断る！

その場の雰囲気で高額な商品を
買わされた人は、冷静になって
はじめて失敗に気づく

SF商法(催眠商法)はクーリング・オフできる(法定書面を受け取った日から8日間以内)

困ったら消費生活総合センター に相談

消費生活トラブルで困ったら横浜市消費生活総合センターに相談

045-845-6666

その他にも、こんな **トラブル** が…

<<< アダルトサイト トラブル >>>

アダルトサイトのワンクリック請求とは、サイトに表示された『年齢確認』や『無料動画はコチラ』をクリックしただけで登録完了画面等を表示して契約が成立したと思わせ、お金を払わせる手口です。

慌てて相手に連絡すると個人情報を知られてしまうので、請求には応じず放置

- 契約が成立する前の画面で契約内容の確認表示がない場合は契約が成立していない！
- サイトへ接続しただけでは個人を特定する情報が相手に知られることはない！

高額な請求画面が表示されても一旦画面を閉じ、落ち着いてから閲覧履歴の削除やシステムの復元を試みることをお勧めします。

<<< 美容医療トラブル >>>

無料体験でお店に行ったつもりが、高額なコースを言葉巧みに勧誘され、契約させられてしまうことがあります。

「無料」だからと安易に試さず、勧誘されてもいらないものは

- キッパリ断る！
- 「今日なら安くなる」と言われても、その場で契約しない！

脱毛工ステなどの長期契約は、慎重に行いましょう。
あわせて、解約方法を確認しておきましょう。

継続的なサービスの提供（特定継続的役務提供）は、クーリング・オフができる可能性がありますので、困ったら消費生活総合センターに相談を

インターネットによる情報の発信

センター公式ホームページ

横浜市消費生活総合センター

検索 

<https://www.yokohama-consumer.or.jp>



チャットボット
導入中!



はまのタスケ

契約などのトラブルで困ったとき、
まずは、お電話ください！

相談専用電話

045-845-6666



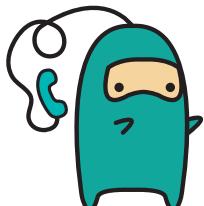
お友達



X(旧ツイッター)

消費者関連情報発信中！

@yokohamasyouhi



X(旧ツイッター)
をフォローして、
情報をゲットしよう

横浜市消費生活総合センター

□ X

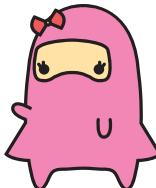
チャットボットでご案内します
以下よりご選択頂くか、下記にお知り
になりたいことを入力してください
入力された内容にヒットする情報があ
れば検索結果が表示されます

- ▶ 相談したい
- ▶ 消費生活教室・講演会情報
- ▶ 地域で講座を開催したい
- ▶ 啓発リーフレット、物品がほしい
- ▶ 最近の消費生活相談状況が知りたい
- ▶ 会議室を利用したい
- ▶ 書籍・DVDを借りるには

質問を入力してください



消費生活情報紙の発行
よこはまくらしナビ



横浜市消費生活総合センター Q&A 相談事例など暮らしに役立つ情報収集
045-845-6666 [平日 9:00~17:00]

お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口